私たちの声を、私たちの将来に

衆議院議員総選挙

投票日　2月8日(日)

投票時間 7時～20時

投票の種類

①衆議院小選挙区選出議員選挙
②衆議院比例代表選出議員選挙
③最高裁判所裁判官国民審査

投票入場券を持参してください

投票には入場券を持参してください。家族の入場券と間違えたり、投票所を間違えないよう入場券を確認してください。

投票できる要件

【年齢要件】
平成20年2月9日までに生まれた方

【住所要件】
令和7年10月26日までに白老町に転入届を出して引き続き町内に住所がある方は、白老町で投票することができます。
なお、10月27日以降に転入届を出された方は、転入前の住所地の市町村で投票することになりますが、次の方法により投票することができます。
①白老町で不在者投票をする。
②前住所地で投票日当日に投票する。
③投票日前日までに前住所地で期日前投票をする。

【転出される方】
これから白老町外に転出される方は、次の方法により投票することができます。
①投票日当日、白老町で投票する。
②投票日前日までに白老町で期日前投票をする。
③投票日前日までに新住所地で不在者投票をする。

【転居された方】
1月21日以降に町内で転居された方（例　萩野→社台に転居）は、以前に居住していた場所の投票所で投票していただくことになります（入場券で確認してください）。

投票日に用事がある方

投票日当日、仕事や旅行などで用事のある方は、期日前投票をすることができます。

【期日前投票期間】
1月28日(水)～2月7日(土)

【期日前投票時間】 8時30分～20時
【期日前投票場所】 役場 第1会議室
※最高裁判所裁判官国民審査は2月1日（日）から投票できます。
※期日前投票開始までに入場券の配布が間に合わない場合があります。その場合は、本人確認ができるもの（マイナンバーカード、免許証など）を持参してください。

学業や仕事で町外に滞在の方

白老町に住民票はあるが、長期間出張等で他の市町村に滞在している方は、白老町選挙管理委員会に投票用紙を請求し、滞在先の市町村選挙管理委員会で不在者投票をすることができます。詳しくは問い合わせてください。

入院中で投票所に行けない方

不在者投票施設として指定を受けている病院や老人ホームに入院・入所している方は、その施設内で不在者投票をすることができます。希望される方は施設の職員に申し出てください。
※町内では町立病院、介護医療院えみえみ、寿幸園、恵和園、北海道リハビリテーションセンター、悠悠が指定されています。

身体が不自由で字が書けない方

投票所には行けるが、身体が不自由で字が書けない方などのために代理投票制度があります。投票所の係員に申し出てください（投票の際の秘密は厳守します）。

開票を参観されたい方

白老町に選挙権がある方は開票を参観することができます。

【開票日時】
2月8日（日）21時15分から
（※入場は20時45分から）

【開票場所】 総合体育館

※①選挙公報について
選挙公報は、北海道選挙管理委員会で発行され、町に届き次第新聞折込みするほか、役場でも配布します。

問い合わせ先：白老町選挙管理委員会事務局（役場総務課内）☎82－4277